

(別記)

令和7年度栃木市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当地域は、農地の8割を水田が占め、その約50%が主食用米である。転作作物としては麦、大豆、飼料用米、米粉用米の面積が多く、土地利用型作物を中心として担い手への集積が進んでいる。

しかし、人口減少等により、中長期的には主食用米の需要拡大が見込めない中、また、農業従事者の高齢化や農家戸数の減少により不作付地が拡大する中、将来にわたって水田を良好な状態で維持しつつ食料生産力を確保していくためには、需要が見込める作物への転換を図っていく必要がある。

こうした状況から、当地域においては、主食用米を軸に多様な用途に応える米の生産と水田を活用した作物を組み合わせた作付体系への転換が課題となっている。特に、転作作物の主力となる麦、大豆については、排水不良や低い土壌酸度による単収低下が見られることから、田畑輪換を念頭に置いた栽培技術と輪作体系の確立が課題である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

主食用米の需要が減少傾向にある中、適地適作を基本として、水田を活用した露地野菜などの高収益作物の導入・生産拡大を進め、水田農業の収益向上を図る。特に、市内で生産実績のある品目や労働生産性の向上が期待できる品目を振興品目とし、作付面積の拡大を図る。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

地域計画の実現に向けた取組をとおして、人、農地、作物の組み合わせの最適化と担い手への農地の集積・集約を推進し、大規模化による効率的な農業経営を進めていく。

また、地域における水田の利用状況を把握し、実情に応じた取組を支援することで、作付体系の定着・生産拡大を図る。特に、二毛作地帯という本市の特性を活かして、計画的なブロックローテーションを構築できるよう支援していく。

4 作物ごとの取組方針等

水田については、農地中間管理機構を活用した土地利用型作物の担い手への集積、集約化を進めながら、計画的な主食用米の生産を図るとともに、産地交付金を有効に活用し、高収益または需要に応じた作物の作付拡大を進める。

(1) 主食用米

需要動向に基づき、消費者・実需者ニーズに対応した計画的な生産に取り組む。JA米及び全集安心米については、出荷契約に基づく安心安全な米の生産に継続して取り組む。また、県南地域に多い縞葉枯病への抵抗性を有し、高温登熟性にも優れる「とちぎの星」への品種転換を推奨する。

(2) 備蓄米

水稻単作の比較的小規模な兼業農家が多い地域特性を踏まえ、県別優先枠を有効活用し、継続的かつ安定的な取組を推進していく。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

集荷業者等を介した飼料メーカーへの継続的な販売、実需者となる畜産農家の確保など、需要に裏打ちされた生産体制の確立を図る。

また、多収性に優れる専用品種の導入や共乾施設の利用、直播栽培等による生産コスト低減を推進する。

イ 米粉用米

製粉業者からJAを介して大口の引合いがあることから、需要に基づく出荷契約により段階的に生産拡大を図る。

また、飼料用米同様、生産コストの低減と多収技術の普及を進めるとともに、国からの産地交付金を活用した生産性向上を推進する。

ウ 新市場開拓用米

海外などの新市場における米の需要の開拓・拡大に向けて、国の補助事業の活用と併せ、販売業者等と連携し取組を進めていく。

エ WCS 用稲

耕種農家と畜産農家とのマッチングを進め、地域内での安定的な需給体制の構築を目指す。また、国の補助事業を活用した機械の整備等を支援し、規模拡大や生産コスト低減を推進する。

オ 加工用米

実需者との結び付き（地域内流通を含む）により一定の需要量を確保し、計画的かつ安定的な生産を推進する。また、共乾施設の利用や二毛作等水田の高度利用による生産コスト低減や生産性向上を図る。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦については、JAや実需者との契約に基づく生産・出荷体制の下で、需要に応じた高品質麦の生産と米・麦の二毛作による生産性向上を図る。

大豆については、圃場の排水対策と病虫害防除の徹底により収量と品質の確保・向上を図りつつ、ブロックローテーションによる連作障害の回避と作業効率の向上を図る。

飼料作物については、実需者のニーズに合致した生産を推進するとともに、多収品種の導入や栽培技術の支援により生産コスト低減や生産性向上を図る。

(5) そば、なたね

地域の実需者との契約に基づき作付面積の拡大を図り、適期播種や排水対策等による品質向上と安定生産を推進する。

また、国からの産地交付金を活用した生産性向上や、そばの二期作による水田の高度利用を推進する。

(6) 地力増進作物

緑肥作物のすき込み等により土壌の物理性の改善や地力の回復を図り、麦大豆等基幹作物の収量増加と生産拡大を図っていく。

○対象作物：えん麦、アウエナストリゴサ（えん麦野生種）、ライ麦、ライ小麦、大麦、小麦、大豆、そば、稲、ソルガム、とうもろこし、ヒエ、ギニアグラス、イタリアンライグラス、スーダングラス、トールフェスク、ケンタッキーブルーグラス、ミレット類、チモシー、アニュアルライグ

ラス、オオナギナタガヤ、テフグラス、バヒアグラス、グリーピングベントグラス、オーチャードグラス、クロタラリア、セスバニア、エビスグサ、ヘアリーベッチ、レンゲ、クローバ類、アルファルファ、ひまわり、マリーゴールド、コスモス、シロガラシ、菜の花（なたね）、カラシナ、ハゼリンソウ、ダイカンドラ

※ 対象作物は青刈りを含む

(7) 高収益作物

適地適作を基本として、水田を活用した露地野菜などの高収益作物の導入・生産拡大を推進する。特に市内で生産実績のある品目や労働生産性の向上が期待できる品目を振興品目とし、作付面積の拡大を図る。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	4566	-	4118	-	3610	-
備蓄米	0	-	0.5	-	0.5	-
飼料用米	169	-	46	-	680	-
米粉用米	788	-	200	-	1020	-
新市場開拓用米	0	-	1	-	0	-
WCS用稲	65	-	64	-	75	-
加工用米	289	227	90	48	320	200
麦	2224	922	2122	1187	2265	950
大豆	396	348	292	210	400	330
飼料作物	192	77	194	73	200	80
・子実用とうもろこし	9	0.08	11	0	10	0
そば	72	34	80	36	85	35
なたね	0	0	0	0	0	0
地力増進作物	0	0	0	0	0	0
高収益作物	33	3	37	3	40	5
・野菜	33	3	37	3	40	5
・花き・花木	0	0	0	0	0	0
・果樹	0	0	0	0	0	0
・その他の高収益作物	0	0	0	0	0	0
その他						
畑地化	0.6	0.6	0	0	0	0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料用米、米粉用米 （基幹作）	飼料用米・米粉用米 の生産性向上助成	生産コスト低減の取組 面積	（6年度） 946ha	（6年度） 1290ha （7年度） 1290ha （8年度） 1290ha
2	麦・大豆・飼料作物・WC S用稲・米粉用米・飼料用 米・加工用米・そば・なた ね・新市場開拓用米 （二毛作・二期作）	二毛作・二期作助成	高度利用の取組面積	（6年度） 1594ha	（6年度） 1750ha （7年度） 1750ha （8年度） 1750ha
3	麦 （基幹作・二毛作）	麦の生産性向上助成 （担い手）	生産性向上の取組面積	（6年度） 1758ha	（6年度） 1800ha （7年度） 1800ha （8年度） 1800ha
4	大豆 （基幹作・二毛作）	大豆の生産性向上助成 （担い手）	生産性向上の取組面積	（6年度） 378ha	（6年度） 400ha （7年度） 400ha （8年度） 400ha
5	加工用米 （基幹作・二毛作）	加工用米の生産性向上 助成	生産コスト低減の取組 面積	（6年度） 288ha	（6年度） 300ha （7年度） 300ha （8年度） 300ha
6	加工用トマト、なす、ね ぎ、たまねぎ、レタス、さ といも、ほうれんそう、ば れいしょ、はくさい、だい こん、スイートコーン、う ど（養成のみ）、えだま め、キャベツ、ブロッコ リー、にんじん、かんしょ （基幹作・二毛作・二期作）	野菜の生産振興助成	露地野菜の作付面積	（6年度） 27ha	（6年度） 40ha （7年度） 40ha （8年度） 40ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 栃木県

協議会名: 栃木市農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	飼料用米・米粉用米の生産性向上助成	1	19,000	米粉用米・飼料用米 (基幹作)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者。 ②需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定められた飼料用米・米粉用米の要件を満たしていること。 ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④次のいずれかに取り組むこと。 ・直播栽培 ・家畜堆肥の施用(1t以上/10a:ただし、鶏糞堆肥施用の場合はこの限りではない) ・圃地化(1ha以上) ・収穫機械の共同利用 ・フレコン・バラ出荷 ⑤その他の要件 ・通常の肥培管理が行われていること。
2	二毛作・二期作助成(二毛作)	2	6,500	麦・大豆・飼料作物・WCS用稲・米粉用米・飼料用米・加工用米・そば・なたね・新市場開拓用米 (二毛作・二期作)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者。 ②対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ③助成対象者が、助成対象水田において、対象作物を二毛作、二期作として作付した面積 ④飼料用米を取り組む場合は、整理番号1の具体的な要件 ④を取り組むこと。 ⑤その他の要件 別紙のとおり
3	麦の生産性向上助成(担い手)	1	3,000	麦(基幹作)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②次の担い手であること(認定農業者、認定新規就農者、集落営農) ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④面積要件 ・個人(1戸1法人含む):3ha以上 ・集落営農(任意組織からの法人含む):5ha以上 ⑤技術要件(次のいずれかに取り組むこと。) ・生産基盤体制の効率化(圃地化100a以上) ・排水対策、ほ場条件の改善(明渠又は心土破砕) ・土づくり(土壌分析に基づく土壌改良資材の施用又は家畜堆肥の施用)
3	麦の生産性向上助成(担い手) (二毛作)	2	3,000	麦(二毛作)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②次の担い手であること(認定農業者、認定新規就農者、集落営農) ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④面積要件 ・個人(1戸1法人含む):大豆2ha以上 ・集落営農(任意組織からの法人含む):大豆5ha以上 ⑤技術要件(次のいずれかに取り組むこと。) ・生産基盤体制の効率化(圃地化100a以上) ・排水対策、ほ場条件の改善(明渠又は心土破砕) ・土づくり(土壌分析に基づく土壌改良資材の施用又は家畜堆肥の施用) ・大豆300A技術
4	大豆の生産性向上の取組(担い手)	1	3,000	大豆(基幹作)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②次の担い手であること(認定農業者、認定新規就農者、集落営農) ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④面積要件 ・個人(1戸1法人含む):大豆2ha以上 ・集落営農(任意組織からの法人含む):大豆5ha以上 ⑤技術要件(次のいずれかに取り組むこと。) ・生産基盤体制の効率化(圃地化100a以上) ・排水対策、ほ場条件の改善(明渠又は心土破砕) ・土づくり(土壌分析に基づく土壌改良資材の施用又は家畜堆肥の施用) ・大豆300A技術
4	大豆の生産性向上助成(担い手) (二毛作)	2	3,000	大豆(二毛作)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定められた加工用米の要件を満たしていること。 ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④次のいずれかに取り組むこと。 ・直播栽培 ・家畜堆肥の施用(1t以上/10a:ただし、鶏糞堆肥施用の場合はこの限りではない) ・圃地化(1ha以上) ・収穫機械の共同利用 ・フレコン・バラ出荷 ⑤その他の要件 ・通常の肥培管理が行われていること。
5	加工用米の生産性向上助成	1	13,000	加工用米(基幹作)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者。 ②需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定められた加工用米の要件を満たしていること。 ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④次のいずれかに取り組むこと。 ・直播栽培 ・家畜堆肥の施用(1t以上/10a:ただし、鶏糞堆肥施用の場合はこの限りではない) ・圃地化(1ha以上) ・収穫機械の共同利用 ・フレコン・バラ出荷 ⑤その他の要件 ・通常の肥培管理が行われていること。
5	加工用米の生産性向上助成 (二毛作)	2	13,000	加工用米(二毛作)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②次の担い手であること(認定農業者、認定新規就農者、集落営農) ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④面積要件 ・対象作物の合計が0.5ha以上 ⑤その他の要件 ・露地栽培に限る ・通常の収穫を上げ得るのに十分な栽培密度があるとともに、通常の肥培管理等が行われていること。
6	野菜生産振興助成	1	7,000	加工用トマト、なす、ねぎ、たまねぎ、レタス、さといも、ほうれんそう、ばれいしょ、はくさい、だいこん、スイートコーン、うど(養成のみ)、えだまめ、キャベツ、フロccoli、にんじん、かんしょ (基幹作)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②次の担い手であること(認定農業者、認定新規就農者、集落営農) ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④面積要件 ・対象作物の合計が0.5ha以上 ⑤その他の要件 ・露地栽培に限る ・通常の収穫を上げ得るのに十分な栽培密度があるとともに、通常の肥培管理等が行われていること。
6	野菜生産振興助成 (二毛作)	2	7,000	加工用トマト、なす、ねぎ、たまねぎ、レタス、さといも、ほうれんそう、ばれいしょ、はくさい、だいこん、スイートコーン、うど(養成のみ)、えだまめ、キャベツ、フロccoli、にんじん、かんしょ (二毛作・二期作)	次の①～⑤をすべて満たすこと ①水田活用の直接支払交付金に交付申請している者 ②次の担い手であること(認定農業者、認定新規就農者、集落営農) ③対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田とする。 ④面積要件 ・対象作物の合計が0.5ha以上 ⑤その他の要件 ・露地栽培に限る ・通常の収穫を上げ得るのに十分な栽培密度があるとともに、通常の肥培管理等が行われていること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。